

特定都市河川浸水被害対策法に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「特定都市河川浸水被害対策法」（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）に基づき、川口市が行う手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定の申請)

第2条 法第十四条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第1号の申請書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。）第六条第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付するものとする。
- 3 省令第六条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(認定事業者の地位の承継の申請)

第3条 法第二十六条の承認を受けようとする者は、様式第2号の申請書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
 - 一 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原の取得を証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第4条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請等)

第5条 法第三十七条第二項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 法第三十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第4号の届出書を市長に提出するものとする。
- 3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者は、様式第3号の協議書を市長に提出するものとする。
- 4 第一項の申請書及び前項の協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。
- 5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第6条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、その旨を様式第5号の届出書により速やかに市長に届け出るよう努めるものとする。

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第7条 省令第二十六条第一項の届出には、雨水浸透阻害行為に関する工事の状況を示す写真その他の市長が必要と認める図書を添付するものとする。

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第8条 省令第二十六条第二項の届出には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該工事に係る土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のもの）
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付)

第9条 市長は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該検査に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、様式第6号の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

(身分証明書)

第10条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項（法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、様式第7号のとおりとする。

(提出する書類の部数)

第11条 法、省令及びこの規則に基づき市長に提出する書類及びその添付図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、川口市雨水流出抑制指針・マニュアル（公共施設用及び民間施設用）に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第2条、第3条、第10条（法第四十二条第二項に係る部分を除く。）及び第11条並びに様式第1号、様式第2号及び様式第7号の規定は、令和七年四月一日から実施する。